

第83回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年4月24日(水) 午後1時30分から午後2時50分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第2会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席	○	
2	小 林 隆	出席	○	
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地転用許可条件の変更承認申請について
議案第6号	畑地転換届について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第9号	令和6年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和6年4月24日 午後1時30分)

議 長

定刻となりましたので、只今から、第83回総会を開催致します。

【 議 長 挨 拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を後藤明彦委員と小林隆委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が3件、非農地確認の申請が6件提出されております。

まず、農地転用の取消しに伴う農地確認です。

1番です。

広畑区西蒲田の田■■■■■につきまして、「■■■■■5条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は「田」となっております。

2番です。

打越の田[]につきまして、「[] 5条受理を受けたが、転用事業が終了し、農地復元して、現在農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。

3番です。

飾東町唐端新の田[]につきまして、「[] 5条許可を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「畑」となっております。

各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

次に、非農地確認です。

1番です。

安富町安志の畑[]につきまして、「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

2番です。

夢前町置本の畑[]につきまして、「昭和50年頃より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

林田町久保の畑[]につきまして、「平成12年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

4番です。

豊富町御蔭の田[]につきまして、「平成12年以前より、進入路として利用している」との申請です。

5番です。

山田町多田の田[]につきまして、「平成10年以前より、宅地の一部として利用している」との申請です。

6番です。

飾東町山崎の畑[]につきまして、「平成15年以前より、庭の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、16件の申請が提出

されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも所有権の移転となっており、6番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から5番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

夢前町寺の田 [] につきまして、夢前町菅生潤の [] が、兄である [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「以前から農業を手伝っており、面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

夢前町古知之庄の田、畑 [] につきまして、飾西の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験があり、面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

相野の田 [] につきまして、相野の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験があり面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

香寺町土師の畑 [] につきまして、香寺町土師の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「農地が自宅の隣で面積も小さく本人の耕作意欲が十分確認できるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

四郷町明田の田 [] につきまして、四郷町明田の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 []

とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

6番です。

兼田の田 につきまして、北条永良町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

7番です。

網干区興浜の畑 につきまして、広畑区清水町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「にんにく、白菜、ねぎ」となっております。

8番です。

夢前町苅野の田 につきまして、三田市の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人の住所が市外であり、営農計画書が添付されていますが、夢前町苅野の住居を購入し、転居予定とのことです。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

夢前町菅生潤の田 につきまして、夢前町菅生潤の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

夢前町神種の田 につきまして、夢前町神種の が、 から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

船津町の田 につきまして、船津町の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

12番です。

山田町多田の田 につきまして、山田町多田の が、 から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

飾東町庄の田 につきまして、飾東町豊国の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「サツマイモ、カボチャ」となっております。

14番です。

飾東町唐端新の田 につきまして、飾東町唐端新の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

飾東町八重畑の田 につきまして、飾東町八重畑の が、 から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は になる予定です。作付作物は「水稻」となっており

ます。

16番です。

別所町別所の畑[]につきまして、別所町別所の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は[]になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委 員

5番の案件ですが、新規農家となっていますが、営農計画書では、申請地は「私が所有している水田の西隣」となっていますが、状況を説明していただけますか。

事 務 局

この案件につきましては、今回の申請人は現在農家台帳上耕作面積はありませんが、ただし、母の台帳に田畑がありまして、父名義で未相続ですが、これを耕作しているとのこと。したがって、母の台帳に登載されている未相続の農地を実際には耕作はしているが、農家台帳上はゼロですので、新規農家と区分しているものとなっています。

委 員

この案件、「田植え、稲刈り作業は地域の営農組合に委託」とあり、農業機械の保有状況にも機械の記載はなく営農組合に委託と書かれている。これは耕作要件として適切なのか。

事 務 局

現在の所有者は千葉県在住で不在地主でこれからも耕作される見込みはなく、これを縁あって地域の申請人が譲り受けて今後管理していくとの内容であるため、資産保有目的や投機目的等とは考えられず、営農計画書に農区長の確認があることもあり、いたずらに厳しい運用はこれを控え、受付をすることとしました。なお、水利の管理や草刈りなどの農地管理は自ら行っていると聞いています。

委 員

今後の遊休農地化のことを思うと、了解した。

委 員

15番の案件ですが、同一人が今月の5条転用許可案件に申請がある。現在耕作面積が[]あるが、この農地も将来転用目的で取得しようとしている恐れはないか。

委 員

この案件については、私の担当区域ですが、転用農地を譲り受けるにあたって、この農地ももらってほしいとの強い要望があり、断りがたく取得することになったものと聞いています。転用申請の農地や現在耕作農地とは離れており、将来的な転用目的とは考えていません。

委 員

お尋ねします。8番の方ですが、三田市から転居してこられるとのことですが、現在耕作している三田市の農地は、どうされる考えでしょうか。

事 務 局

この方は、三田市では耕作されていないと聞いています。現在耕作面積はすべて姫路市の農地となっています。通常、住所が姫路市の隣接市町であれば通作距離上問題視することなく取り扱ってきていますが、今回三田市であったため営農計画書の作成を求め、地元農区にも営農計画を説明しておくように依頼しました。

た。それで地元農地の確認していただいた営農計画書を提出していただいています
が、これに現在耕作している姫路市の農地についても記載していただいています
す。

委員 この方は、数年前に苅野小学校周辺で農地を買われて、現在は週に1回程度通
ってこられて営農されています。それで今回空き家を買われて、あわせて農地も
買った、ということです。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議長 ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断
される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。
次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、1番
から5番までの新規農家について、いずれも必要なしとの意見でしたが、こちら
についてなにかご意見等ありますでしょうか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、それでは、5件のいずれも聞き取り調査を省略する、
ということで、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。
それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び
「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出さ
れております。

調整区域の飾東町豊国の田 [REDACTED] につきまして、「貸露天駐車場、貸
露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連
たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当す
ると考えております。「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した
代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED] となっております。「転
用に必要な資力」につきましては、自己資金、「周辺農業への支障のおそれ」に
つきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺
農業への支障はないものと考えております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の
審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。

どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1番です。

林田町中構の田 [] につきまして、「農業用資材置場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用資材置場用コンテナが設置されています。

2番です。

山田町多田の田 [] につきまして、「農業用倉庫、農業用機械置場として利用したい」との確認申請です。現況はすでにコンテナが農業用倉庫として設置され、農業用機械置場となっております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、4条につきましては許可相当、則29条につきましては確認といたします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P7～P10)を説明する。

[農地法第5条の規定による許可申請について]

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

20番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、19件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

2番及び12番から19番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

まず、1番です。

北原の田 [] につきまして、[] が、「賃借権で借り受けて、農林産物加工場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農

地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

しています。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請、建築許可申請、河川等占用許可申請を手続き中です。

2番です。

夢前町前之庄の田 につきまして、 が、「使用貸借権で借り受けて、住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。

3番です。

香寺町田野の田 につきまして、 が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

4番と5番です。

が、香寺町土師の田 につきましては「譲り受けて」、香寺町土師の畑 につきましては「使用貸借権で借り受けて」、「一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

6番です。

御国野町深志野の田 につきまして、 が、「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。

7番です。

豊富町豊富の田 につきまして、 が、「使用貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 となっております。

8番です。

飾東町庄の田 につきまして、 が、「譲り受けて、貸露天資材置場、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調

査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

9番です。

飾東町八重畑の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。

10番です。

船津町の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築基準法第43条第2項及び建築許可が申請済となっております。

11番です。

船津町の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

12番から19番です。

[] が、安富町三森、夢前町苅野、安富町安志、夢前町前之庄、夢前町塚本の田、畑 [] につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、12番～15番と18番と19番については住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」、16番については公共施設である夢前事務所から500m以内の「第2種農地」、17番については公共施設である菅野サービスセンターから300m以内の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済み、事業計画事前申請が申請済みとなっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

8番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委員

[]

議 長

はい、報告、ありがとうございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。
次に、議案第5号「農地転用許可条件の変更承認申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号（P11）を説明する。
〔農地転用許可条件の変更承認申請について〕

令和4年2月にご審議いただき、同年3月23日付けで5条許可を受けた、転用目的「太陽光発電設備」の、[]と[]の一部[]の案件について、[]の許可取消願及び[]の譲渡人の変更承認申請がありました。

調整区域の飾東町唐端新の田[]の[]につきまして、「許可前に譲渡人が死亡したため、相続人が再申請したい」との変更申請です。「変更理由及び内容」につきましては、[]

[]について変更申請をするに至った、とのこと
です。

[]の現況はすでに太陽光発電設備に転用済となっております。なお、許可取消願の提出された[]については農地であることを確認済です。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号（P11）を説明する。
〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

市街化区域の別所町佐土の田[]につきまして、[]から「周囲が宅地化し、水稻耕作が困難となったため」との届出です。

担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第7号（P12～P20）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められております。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。今回は5月15日公告対象分です。別紙参考資料もあわせてご覧ください。

この度の農用地利用集積計画は、総計として、新規の設定が「64件、109筆、150、466㎡」、再設定の設定が「60件、109筆、115、851㎡」、合計「124件、219筆、266、317㎡」の計画となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

新規農家の案件についてですが、1番の借受人である西今宿の[]と2番の借受人である青山北の[]につきましては、現在の耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では、1番については「利用権設定予定の農地を以前から耕作しているため」、2番については「農業経験があるため」、どちらも「新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は令和7年3月末をもって廃止されることになりました。新規および更新の契約は次回10月受付分が最後となります。すでに設定されている利用権については、その期間満了までは有効です。今後は、公益社団法人ひょうご農林機構による農地中間管理事業または農地法第3条による貸借を活用していただくことになります。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができない」とこととされております。22番から24番が[]の案件、107番から115番が[]の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の設定が「56件、89筆、125、469㎡」、再設定の設定が「56件、99筆、108、863㎡」、合計「112件、188筆、234、332㎡」の計画となっております。

以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、北西部地区農政協議会の意見では、1番と2番のどちらも聞き取り調査は必要なし、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各 委 員 ……。

議 長 特にないようですので、それでは、聞き取り調査を省略する、ということで、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、聞き取り調査を省略することとします。

議 長 [関係の案件]
それでは、[]、ご退室をお願いします。

[退室]

事 務 局 それでは、22番から24番についてご説明いたします。
新規の使用貸借権の設定が「3件、5筆、9,774㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

[入室]

議 長 []の案件は承認となりましたので報告します。

議 長 [関係の案件]
それでは、[]、ご退室をお願いします。

[退室]

事務局

それでは、107番から115番についてご説明いたします。

新規の使用貸借権の設定が「5件、16筆、15,223㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「4件、10筆、6,988㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【入室】

議長

の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第8号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第8号（P21）を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

今月は1件の証明願が出ております。

飾磨区付城一丁目のが所有されていた市街化区域の農地を、同居の子でありますが相続するというものです。農地の利用状況は、一体利用で野菜を作付けされています。

なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第9号「令和6年度農業者年金加入推進活動計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第9号（P22～P23）を説明する。

〔令和6年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

令和6年度農業者年金加入推進活動計画の策定についてご説明いたします。

農業委員会は農業者年金基金から農業者年金業務を受託しており、年1回加入推進計画を作成しています。

今年度は新規加入者1名の確保を目標とします。特に39歳までの若手の方、女性の方の加入推進を目指したいと考えています。ちなみに、今年度の新規加入はございませんでした。

具体的な加入推進方法につきましては、昨年度から青田会長職務代理者に加入推進部長をお願いしていますが、加入推進部長を中心に加入推進班を編成し戸別訪問を実施したいと考えています。

加入強化期間として11月と翌年1、2月に設定しています。

11月は毎年実施しています農林漁業祭で加入推進を呼びかけるものです。1月、2月は農業者の方も比較的時間に余裕があると考えられますので、それを見越して戸別訪問を実施したいと考えています。

加入推進対策会議については、現在議案としてお諮りしていることが該当します。他に農業者年金の加入推進はJAと共同で実施することになっていますので、10月にJAに対して加入推進会議の開催を呼び掛けたいと考えています。

その他普及活動としましては、先ほど申し上げました農林漁業祭でのチラシ配布及び例年通り2月に発行しています農業委員会だよりに加入推進を呼びかける記事を掲載したいと考えています。

説明は以上です。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

加入推進部長

私も加入推進部長に任命されてからずいぶん年数がたつのですが、昨年度は戸別訪問が十分にできかねる状況であったが、今年度はしっかりと実施したいと思うので、事務局よろしく願います。これはいい制度なので、今はやりのイデオと比べてもそんな色ない、さらにいい制度と思うので、ぜひ周知して、確実に1人2人は加入を実現させたいと思います。

事 務 局

昨年度は新規就農者のところに加入の勧めに行きましたが、残念ながら加入には至りませんでした。新規の就農者の情報を農政総務課からも収集しまして、これを活用し、加入推進を進めたいと考えています。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号(P.24)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、新規農家1件の聞き取り調査を、4月3日に実施していただきました。

当日は、本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議 長

報告ありがとうございます。

それでは、当日の聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委 員

議 長

報告ありがとうございました。
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P24～P26）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、3月8日から4月4日の間に受け付けたもの、13件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P26～P33）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちら、3月8日から4月4日の間に受け付けたもの33件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P34～P40）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が11件、使用貸借契約の解約の通知が31件ございました。うち、利用権に該当するものは18件で、農地中間管理事業に該当するものは10件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ないようですね。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号（P41）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、3月において7件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号（P27）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、3月の会長決裁分です。
番号1、継続申請です。
夢前町芦田において酪農を営んでいる[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果として、3月31日付けで認定したと姫路市長より通知がありました。

番号2、新規申請です。
稲作をしている網干区宮内の[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果として、令和6年3月15日付けで認定したと姫路市長より通知がありました。

番号3、継続申請です。
施設野菜を作付けしている飾東町八重畑の[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果として、令和6年3月31日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

番号4、継続申請です。
稲作、雑穀・いも類・豆類、飼料稲、養鶏をしている夢前町前之庄の[]
[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果として、令和6年3月31日付けで認定したと姫路市長より通知がありました。

報告は以上です。

議 長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長

ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時50分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

後 藤 明 彦

(署名委員)

小 林 隆
